

自動車保有関係手続きのワンストップサービス 「保安基準適合証情報管理システム」の概要

現在、政府の電子政府「e-Japan 重点計画」の一つとして、自動車保有に必要な手続き（検査・登録、保管場所証明、自動車諸税の納税等）を、インターネットで且つ一括で出来るようにする「自動車保有関係手続きのワンストップサービス」化の実現に向け、導入に必要なシステム整備の検討が進められています。（参考資料 参照）

「自動車保有関係手続きのワンストップサービス」(OSS)は、平成17年度中の稼働開始を目指しており、指定整備工場における保安基準適合証による継続検査の申請もOSSの対象となっています。

そのため、日整連においては、システムの構築に向けた検討会を設置し、今般、OSSにおける「保安基準適合証情報管理システム」の概要を纏めましたのでお知らせします。

1. 全体フロー（右図参照）

OSSによる申請（下記イ、ロ）はインターネットに接続したパソコンで行いますが、旧・自動車検査証を運輸支局に届ける行為（ハ）及び、運輸支局から交付される新・自動車検査証の受領（ニ）については郵送等で行うことを予定しております。なお、適合証情報の内容は、現在の紙の適合証と同じ項目を予定しており、また、継続検査等の申請情報も、現在のOCRシートと同じ項目を予定しております。

イ. 適合証情報・電子証明書の流れ（電子情報）

指定整備事業者(右図⑨)→適合証情報管理システム（以下日整連）(⑩)→情報処理機関(⑪)→OSSインターフェイスシステム(⑫)→運輸支局

ロ. 継続検査等の申請の流れ（電子情報）

指定整備事業者(⑬)→OSSインターフェイスシステム(⑫)→運輸支局

ハ. 旧・自動車検査証の流れ（郵送等）

指定整備事業者(⑭)→証明書等管理事業者(⑮)→運輸支局

ニ. 新・自動車検査証の流れ（郵送等）

運輸支局(⑯)→証明書等管理事業者(⑰)→指定整備事業者

2. 利用のための事前準備

(1) 指定整備事業者・自動車検査員の登録

適合証情報の送信用ID・パスワードを取得します。

イ. 登録の流れ

指定整備事業者(①)→整備振興会(③)→日整連

ロ. ID・パスワードの発行

日整連(④)→整備振興会(⑤)→指定整備事業者

(2) 電子証明書の取得（指定整備事業者）

適合証情報を日整連に送信する時には、指定整備事業者の電子証明書（紙の世界の印鑑証明書）を付与しますので、事前に、特定認証局に電子証明書の取得を申請します。

イ. 申請～取得の流れ

指定整備事業者(②)→整備振興会(⑥)→特定認証局(⑦)→指定整備事業者⑧

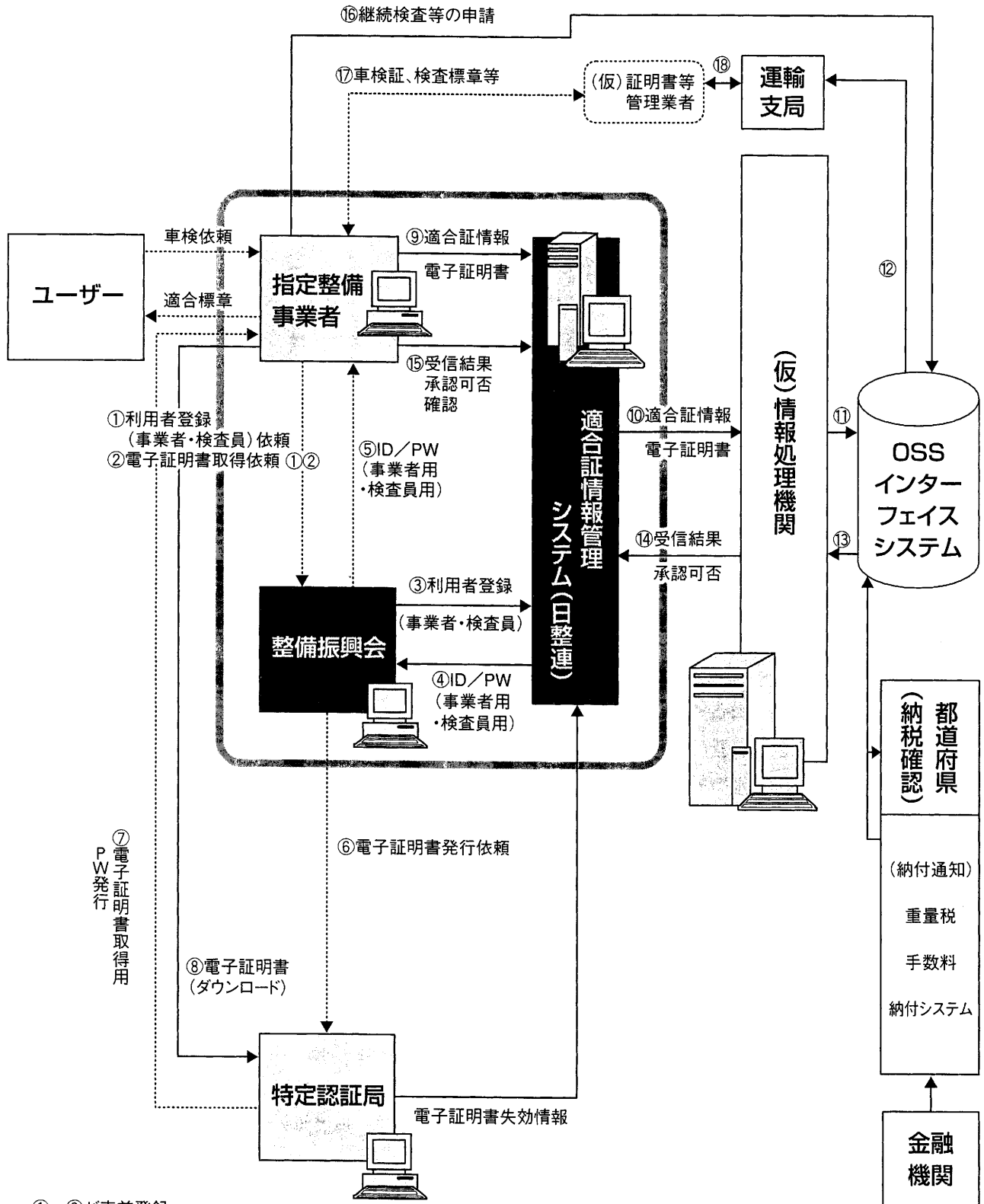
(3) インターネットに接続したパソコンの用意

OS（基本ソフト）：Microsoft Windows 2000/XP ブラウザ：Microsoft Internet Explorer 5 以上を推奨します。

3. 利用料金の徴収について

本システムは、指定整備事業者のシステム利用料金によって運用いたします。（金額は未定）

図. 保安基準適合証情報管理システムの全体像(案)



①～⑧が事前登録
⑨～⑱が日常業務

⑱OSSインターフェイス
システムへの直接申請

————— データの流れ - - - - - 物等の流れ

参 考 資 料

ワンストップサービス (OSS) の概要

(平成15年8月 国土交通省の公開資料抜粋)

1. 趣 旨

現行の新車・中古車の自動車保有に必要な多くの手続き（検査・登録、保管場所証明、自動車諸税等）は、申請者が関係行政機関の窓口で順番に出向き、手続きをしている。これは、申請者の大きな負担となっており、手続きが煩雑との批判にもつながっている。

そこで、これらの多くの手続きをインターネットで一括で出来るようにするのが、「自動車保有関係手続きのワンストップサービス」である。

現在、このサービスの導入に必要なシステム整備を行っている所であり、これにより、多くの自動車保有関係手続きを同時にまとめて電子情報処理機関を使用して行うことが可能となる。

政府が推進している「e-Japan 重点計画2002」で計画されているように、概ね2005年を目標に稼働を目指すこととし、2003年度を目途として、特定地域でのシステム実用化に向けた試験運用を計画している。

2. 概要

(1) 電子情報処理機関を使用する申請等の導入に伴う手続きの見直し

①複数の申請等を同時に行えるシステム構築

現状のそれぞれの行政機関等に出向いて手続き*している申請者の負担、手続きの煩雑さを改善する為、インターネットで複数の申請が同時にまとめて行えることとする。申請時の本人確認は、印鑑、印鑑証明に代えて、電子署名、電子証明書の利用を前提とする。

但し、現行の出頭申請も併存し、どちらで申請するかは申請者の選択とする。

*保管場所証明の提出、自動車損害賠償保険証明書の提示、自動車税・取得税の申告納付、自動車重量税の納付等

②検査・登録審査の手数料の徴収方法

印紙による納付のほかに、現金納付（インターネットバンキングやATM等）の電子決済も認め、審査開始前の納付とする。

(2) 民間機関等が交付する各種証明書等*の提出・提示、交付の簡素化

①申請者の手続き負担の軽減を図る為、申請者が提出等をするのではなく、行政が証明書等の情報を電子的に確認するシステムを導入する。

*完成検査終了証、保安基準適合証、譲渡証明書、自動車損害賠償責任保険証明書等

(3) 情報処理機関（仮称）を活用した民間機関等の負担軽減

民間機関等の証明書等情報を集約的に処理・管理する情報処理機関（仮称）を国土交通大臣が登録し、効率的に連携できる仕組みを整備する。

(4) 電子化できない証明書等*の提出、受領の合理化

申請者は、国土交通大臣が証明書等管理業者（仮称）として登録した業者に委託できることとする。

*自動車検査証、検査標章等